

2019年1月号 財務諸表論 つぶ問

1 問目

【問題】

次の各ケースについて、①引当金の計上が必要か否か、②その論拠について答えなさい。
なお、(1)～(4)は独立、(6)と(7)は関連のあるケースである。

- (1) 取引先の債務を保証する契約を銀行との間で締結した。この取引先に対しては当社も売掛金を有しているが、一般債権に分類している。
- (2) かねて取引先が振り出した約束手形を銀行に割り引きに出していたが、この取引先が倒産し、遡求義務の履行を求められる可能性が高くなった。
- (3) 昨年度に工事契約を受注したが、当期になって人件費の高騰により見積原価総額が受注額を上回ることになった。
- (4) 顧客との間で行った取引について契約内容に関する齟齬があり、当期に顧客から損害賠償を求める訴訟が起こされた。当社は顧客に生じた損害は顧客側の落ち度によるものであり、損害賠償の責任を負う必要はないと主張している。
- (5) 過去に当社が行った工事について当期になって手抜き工事が発覚した。当期末の段階では、手抜き部分の補修に必要な工事内容と工事額の積算を終えている。
- (6) 当期に当社の工事現場で事故があり、工事の関係先に損害が生じた。当社は全面的な責任を認めて損害賠償を行うことを社内で意思決定したが、関係先の損害額の算定が終わっていない。
- (7) (6)について翌期になり、当社と関係先との間で損害額について合意して金額を確定させたが、確定作業に時間を要したため期末時点でまだ支払っていない。

【解答】

(1)	不要	一般債権に分類される債務者であるため、当社が債務保証による代位弁済を行う可能性は高くない。よって、引当金の発生の可能性が高い場合という要件を満たさないことから不要である。
(2)	不要	割引手形について遡求義務にもとづく損害については引当金ではなく保証債務として計上されるため、引当金の計上は不要である。
(3)	必要	見積原価総額が受注額を上回ることによる損失が確定するのは将来であるが、その発生原因は昨年度の工事受注と当期の人件費の高騰にあり、見積りが適切に行われているならば損失の発生可能性が高く見積りが合理的と認められる。よって、引当金の計上が必要である。
(4)	不要	訴訟を起こされたとしても、当社に落ち度がないならば損害賠償による損失の発生の可能性が高いとはいえないため、引当金の計上は不要である。
(5)	必要	過去に行った工事という当期以前の事象に起因して将来に補修工事を行うものであり、当社の手抜き工事であることから当社の負担で工事を行う可能性が極めて高く金額の積算により金額の合理的な見積りも終えている。よって、引当金の計上が必要である。
(6)	不要	損害額の算定が終わっていないため、まだ金額を合理的に見積ることができないことから、引当金の計上は不要である。
(7)	不要	金額が確定していることから、引当金ではなく確定債務として未払金などの適切な勘定科目で負債を計上することになるため、引当金の計上は不要となる。

【解説】

どのような状況において引当金の計上が必要になるかを確認する問題です。ポイントは、引当金の4つの要件をすべて満たしているか否か、引当金以外の負債で計上されるものに該当するか否かの2つです。

(1)と(4)は発生の可能性が高いという条件を満たさず、(6)は金額の合理的な見積りという条件を満たさないため、それぞれ引当金の計上は不要となります。このように、引当金は4つの要件をすべて満たした場合に限り計上しなければならないものとなります。(4)については、自社が責任を認める場合や敗訴する可能性が高い場合、もしくは第一審で敗訴した場合(第一審判決を受け入れられず第二審に進む場合も)には発生の可能性が高いものとして計上が必要になります。

また、(2)と(7)は引当金以外の負債として計上されるケースです。(2)について、債務保証等は単独の契約として締結して4つの要件を満たした場合は債務保証損失引当金となりますが、債権の譲渡等にもなう場合は保証債務を負債として時価で計上します。また、(7)は金額が確定しているため、引当金ではなく未払金により計上される項目となります。